第参拾六條 総代會ノ議事ニ関スル細則ハ総會ニ於テ之ヲ定ム

第参拾七條 本組合ニ総代會ヲ設ク

總代ハ二十四名トシ内十六名ハ北記念部ニ於テ其ノ部ニ於テ組合員中ヨリ互選セラレタル一部 第二部 第三部 第四部 第五部 第六部ヨリ十八名ハ総組合員中ヨリ学記投票ニヨリ組合員中ヨリ之ヲ選出ス

役員及主務官ハ総代ト為スコトヲ得ズ

第参拾八條 総代ノ任期ハ組合長之ヲ管理シ組合員中ヨリ二名以上ノ立會人ヲ選メ之ヲ行フ

第参拾九條 総代選挙ニ関スル細則ハ総代會ニ於テ之ヲ定ム

第参拾條 総代ノ任期ハ就任ノ年ヨリ四年トシ組合第六條第参項乃至第拾九條ノ規定ハ総代ニ之ヲ準用ス

第参拾壹條 総代會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一、理事ニ於テ必要ト認メタルトキ

二、監事ヨリ組合ニ対シ第参拾六條ニ依リ必要ト認メタルトキ

三、総代又ハ総組合員五分ノ壹以上ヨリ會議ノ目的及事由ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ総代會ノ招集ヲ請求シタルトキ

前項第参號ノ場合ニ於テ理事ハ請求ヲ受ケタル日ヨリ弐週間以内ニ之ヲ招集スヘシ

第参拾参條 第弐拾六條乃至第弐拾六條ノ規定ハ総代會ニ